

## 令和 4 年 1 2 月臨時教育委員会 会議録

◇開 会	令和 4 年 1 2 月 8 日 (木)	午後	4 時 3 0 分
◇閉 会	令和 4 年 1 2 月 8 日 (木)	午後	4 時 3 4 分
◇会 場	2 F 「会議室 6」		
◇出席者	教育委員会		
	・教育長	片 山 則 昭	
	・教育長職務代理者	深 田 俊 郎	
	・教育委員	横 山 真 弓	
	・教育委員	上 羽 裕 樹	
	・教育部長	藤 原 泰 志	
	・教育部次長兼学校教育課長	池 内 晃 二	
	・教育部次長兼教育総務課長	足 立 勲	
	・教育総務課総務係長	足 立 真 澄	

(片山教育長)	<p>ただいまから臨時教育委員会を開催いたします。</p> <p>会の進行上、発言の際には必ず氏名を名乗ってから発言していただきますよう、お願いいたします。</p>
<b>日程第 1</b>	<p>会議録署名委員の指名</p> <p>日程第 1、本日の会議録の署名は、横山委員と上羽委員にお願いいたします。</p>
<b>日程第 2</b>	<p>協議事項</p> <p>丹波少年自然の家事務組合の規約変更に伴う教育委員会から議会への意見回答書について</p>
(片山教育長)	<p>日程第 2、協議事項に入ります。(1)「丹波少年自然の家事務組合の規約変更に伴う教育委員会から議会への意見回答書について」事務局より説明をお願いします。</p>
(足立教育部次長兼教育総務課長)	<p>丹波少年自然の家事務組合の規約変更に係る協議についてご説明を申し上げます。資料は 1 ページからです。</p> <p>このことについては、1 2 月 5 日から開会の丹波市議会定例会で提案をされており、議会の議決をするにあたって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第 1 2 条の規定によりまして、議会は教育委員会に意見を求めることになっております。</p> <p>つきましては、議会の審議日程から、1 2 月の定例教育委員会では時機を逸してしまいますので、本日の臨時教育委員会でご協議をいただいて、議会に対して回答いただくこととなります。</p> <p>3 ページをご覧ください。</p> <p>議案の趣旨、改正の概要を挙げております。丹波少年自然の家事務組合につきましては、一部事務組合ということで、それぞれの構成市町が規約改正について議案提案され、議決を求められております。</p> <p>改正の内容としましては、令和 5 年 4 月から尼崎市が丹波少年自然の家事務組合から脱退されることに伴い、関係市町から尼崎市を削除し、組合議会の議員定数を 1 8 人から 1 6 人に減ずるというものです。</p> <p>施行日は、令和 5 年 4 月 1 日となっております。</p>

次に、5ページをご覧ください。

本日の協議の結果、異議がないようでしたら、5ページの原案のとおり議  
会に回答いたしたく存じます。説明は以上です。

(片山教育長)

それでは、委員から何か意見やご質問はございませんか。

質問がないようですので「丹波少年自然の家事務組合の規約変更に伴う教  
育委員会から議会への意見回答書について」協議を終わります。

### 日程第3

その他

(片山教育長)

日程第3、その他に入ります。その他、各課から連絡事項はありませんか。  
委員から何か質問はありませんか。

ないようでしたら、以上をもちまして、全日程は終了いたしましたので、  
本日の臨時教育委員会は閉会いたします。

お忙しいところありがとうございました。ご苦労様でした。